

市場集落に関する一二の問題

中 島 義 一

一、市場と市場集落

昭和二十九年春の日本地理学会大会で南関東の歳末市・正月市等について発表した際、谷岡武雄教授より「市場の事はわかったが市場集落について何を言おうとしたのか」との質問を受け、冷汗をかいた事がある。漫然と市場の研究に市場集落の研究の如く取扱っていたのは汗顔にたえない。顧みて他を言うわけではないがその後注意してみると宿場町の研究と称して街道交通を論じ、農業集落の研究と題して農業経営を論じているものも少なくないようである。市場集落とは何か、市場の問題とは別に市場集落の何が問題となるかという事はやはり考え直してみる必要があると思ふ。

現今集落（都市をふくめて）の分類を行うに当り発生的分類と機能的分類とが時に混雑して使われている嫌いがあると思う。江戸時代の某都市を城下町という場合は機能的分類であるが、現在の同じ都市を城下町というのは発生的分類である。城址や鍵形の道路は遺跡景観ないしは廃用機関であつて現在のその都市の機能とは関係ない事である。某市は城下町であるか工業都市であるかという如きおよそナンセンスといつてよい。

「市場集落」の語は現今大多數の集落については発生的分類としてしか意味をもたなくなっている。現今月何回か

の定期市が立つのは秋田県の諸平野・越後平野・濃尾平野・千葉県の一部(夷隅郡・長生郡)・能登半島の一部等限られた地域にすぎない。

定期市が立っていさえすればそれは「市場集落」であるとみるのは適切ではない。関東地方等では市に大きな関心をもつのは関係業者だけで一般住民や町村当局は無関心か交通上・防犯上・衛生上好ましくない存在と考えているような所も少くない。この種の集落は現今定期市が存続していても既に市場集落としての実を失っているとみてよい。

越後の村上では現在市条例^⑥で市の管理が定められ、市日には市役所の吏員が出張して出店料の徴収と管理に当り帰庁後は出店状況のかなり詳細な記帳を職務の一部として行っている。昭和三十三年度の出店料は六十六万円の予算で六五万九六七〇円の収入があり、市の経済上よりみても一般市民及び近在農民の購買機関としても大きな役割を果しているとみられ、一般商店も市日にはかえって売上げが多い状況で村上の現状は「市場集落」として——発生的にはなく機能的に——認めて差支えないと思う^⑦。

要するに市場集落の語は市場集落として建設されたものであれ既設の集落が変質したものであれ、出店者等直接関係者のみでなく、自治体としての市町村および一般住民が市場の存在によって恩恵を受け、市場の存在が集落存立の重要な基盤になっている場合に限って用いる可きであると考ええる。もちろん今は変質してしまった集落についてもかつて右の如き状態であったものならばその当時の事を指す場合には市場集落である。菊地利夫博士の指摘^⑧の如く武州の所沢と新町で市場の利益をみこして「かぶせ盛」が行われていたのは当時の為政者が所沢と新町を「市場集落」と認めていたからに外ならない。

加賀の鶴来は手取川の谷に集落で戦前まで一・六の六斉市が盛大に開かれていた。明治二十年に消防組が組織された

にかかわらず同二十五年に別に「市場集落消防組」^④が組織され、二十七年の合併まで併存した事等、同地の市場集落としての実を示すものといつてよい。鶴米では大正十一年二月に町役場に事務を移管するまで「従米市を立つる通りの各戸は市組合を設け、当番を定め市事務を取扱い、而して市店より一回数銭宛を徴収して諸費に当て、この幾分を町費中に寄附」^⑤していたのであり、市場の存在は関係商人だけではなく町民全般の関心事だったのである。

このように「市場集落」を嚴格に狭い範囲に限定したのはもし広義に解すれば年に一二回の歳末市や正月市^⑥をもつのみ集落まで含まれる事になり著しく集落の実状とかけ離れる事になるからである。

二、市場集落景観

市場集落の可視的表現は市場開設の便宜を考慮しての集落景観となつてあらわれ、市場の機能が衰退して後も遺跡景観として存続する。本邦においては早くから諸先学が指摘された如く市場を開くべき所だけ道巾を広くし中央に用水を流す事が行われた。これは外国の場合（インドネシア^⑦・朝鮮^⑧・ブラジル^⑨・アフリカ^⑩）集落の中央又は周囲に広場を設けて市の場とする事と比較して特異性とみてよいと思う。

集落の建設当初より計画的に道巾を広くとつた場合と必要に迫られて後から広げた場合があり、相模の原宿・久保沢^⑪は前者の例で武州飯能^⑫は天明年間に広げたもので後者の例である。このような市場集落景観出現の時代は近世初期と考える。中世の市場集落が大多数を占める「何日市・何日町・何日市場」等の地名^{⑬⑭⑮}をもつ集落で近世まで存続した若干のものを除いては市場集落景観が見られないのはその一証である。相模当麻は後北条時代と江戸初期の比

較的短期間の市場集落であるが相模野台地の中段と下段に分れて立地し、中段の集落は「市場」の地名をもつが市場集落景観を欠き、下段の集落は明瞭な市場集落景観をもっている。中段より下段に市場の転移が行われ下段に移った際に道巾の広い中央用水をもつ計画的集落を建設したものと思われ、市の存続期間より見てその時期を近世初期と推察する。後北条時代に市のあった武州関戸は市場集落景観を欠き、後北条氏の粟市文書（天正十三年）をもち江戸初期まで六芥市（四・九）が立った相州荻野新宿は明確な計画的な市場集落景観が現存している。新編相模国風土記稿卷五十七には「新宿、市場にて長さ三町六間、天文の頃小合・公所両所の民ここに移りしより新宿と呼ぶ」とありその時代を推察する事ができる。もとよりこの種の景観出現の時期には若干の地方差はあるだろう。

道路の一部を利用して閉市することは交通整理上等の理由により明治以降漸次警察その他の官庁より禁止又は制限されつつある。神奈川県においては既に明治十二年に「市場ハ道路ニ於テ開設スヘカラス、但シ従来ノ市場ニシテ直ニ改正シガタキモノ又ハ不得止モノハ其事情ヲ詳述願出許可ヲ受ヘシ」^⑩と通達されている。市場が繁昌し町をあげて維持存続につとめている内は特例又は黙認の形でつづいたものも市場が衰微して地元の支持が得られなくなると道路を追われて他の場所を求めればならなくなる。近年都下府中や田無の暮市や正月市は道路を去って社寺の境内に移った。

織物その他の特産物取引の市場では明治中期頃より路上取引より特定の場所に常設の建物を設けてこれに移る傾向が顕著になった。これには道路使用の制約より取引便宜の方が主因である。

武州所沢三・八市の起原は寛永十六年^⑪にさかのぼるが、明治初年には村山郷産出の木棉飛白の集散地として知られ、「近郷ノ製造家及ヒ諸國ノ商人等毎月三八ノ日ヲ以テ所沢町ニ集合シ売買取引ヲ為シタルカ為、人自ラ市場ノ体

裁ヲナセシニ、近頃同業者競争ノ勢ヲ生セシヨリ商業ノ状態大ニ乱レたので「同業者ハ協議團結シテ爰ニ所沢織物市場ヲ設立シ聊カ此ノ弊害」^⑧を除こうとした。かくて明治二十二年二月向山小平次外三名を惣代として埼玉県知事に織物市場設立を出願^⑨し認可を得た。その定款^⑩によれば「第六条、当市場ノ使用ニ供センカ為ニ第二条ノ位置（筆者註、所沢下町五二一番地、久米村字金山一一二番地、三八の日交替に開設）ニ店舗ヲ建築シ、各コレヲ九尺四方毎ニ総テ三十二二分チ、同盟者ヲシテコレヲ分掌セシム」とあり、路上取引を廢して常設の建物内での取引に移つた。

川越では二・六・九の九齊市が近世以來開かれていた。明治三十三年十二月川越町長岡田秋業は織物市場設置の可否、もし可ならばいかなる組織方法をとる可きかを川越商業會議所に諮問し、會議所は調査の爲野々山喜右衛門・喜多欽一郎・鶴岡伊作の三名を織物市場視察員に任命して八王子・桐生・足利三地の市場を視察せしめ、翌三十四年三月二十日に報告書が提出された。これによると三地共既に路上でなく常設の建物内での取引になっている。視察結果にもとずき三名は(一)市場組織は組合でも株式会社でも可、売買は織物組合で充分の取締をなすこと。(二)市日は川越従来の商慣習により附近各町の状況を参酌して定めること。(三)市場の箇所は八王子・桐生・足利は各二ヶ所であるが川越は一ヶ所可。(四)証票料又は門鑑料は八王子の七十錢は高すぎ、桐生・足利の十錢は安すぎるからその中をとるべきである。他三条の意見を具申した^⑪。四十二年秋より設立準備は本格的になり創立委員の会合協議を数回重ねた後、四十三年三月三日には市内鉄砲町に新築中の市場建物の上棟式が行われ(この建物は現存している)、同六日には川越織物市場仲買商・埼玉織物同業組合川越区支部機業者及び市場会社發起人の連合總會が開かれて市場組合規約を定め、同二十五日に開場式、四月五日に初市を開いた。市日は旧来の市日を踏襲せず五十の六齊市とした^⑫。この市場は近

在産出の川越双子の取引市場として活況を呈したが大正の終頃より急激に衰退した。なお川越の米穀市場（市内志義町）は第二次大戦中の統制まで続いたが最後まで路上取引であった。

新潟県では近年交通量の増加に伴ない道路（特に国道・県道）を利用しての市場開設に対して警察の取締りが強化されつつあり、関係市町村では対策を考慮している。

村上の六斉市（二・七）の開かれる場所は国道が通過する中心商業街たる大町や小町でなく裏通ともいうべき三ノ町（市道）なので差当って問題はない。村上には藩政時代には市の開設はなかった。明治以来土族の町「村上本町」と町人の町「村上町」に分れて長い間対立したのは著名である。大正九年に村上本町が土族の衰微とそれともなる町の財政難を切り抜ける為に開設したのが村上六斉市の起原である。商業地域でなく閑静な官庁・学校・住宅街たる三ノ町で開かれているのも「村上本町」内に地を求めたからに外ならない。長年の対立を解消して村上市になった後も在来の場所を利用していた事が道路使用制限の問題ができた現在では反って好都合な結果となっている。

岩船郡関川村下関は荒川の谷に集落的性格をもつ市場集落で米沢盆地と越後平野を結ぶ交通の要地を占め、東西に走る国道に沿って上市場・下市場の二部に分れ、五ヶ月交替[㊤]で一・六の六斉市が開かれている。

上市場では道巾が二倍以上に広くとられ中央を用水が流れ、典型的な市場集落景観を備えている。昭和三十四年八月六日の観察によると用水の北側はもっぱら車馬の交通に供して市店は用水の南に偏って分布している（北側にも若干はあるが）。市場管理条例別表附図[㊤]を検すると用水の北側のみが国道で南側は村道になっている。国道の中は一定で、ある箇所だけ広げてある所では余分の分は村道として取扱ったのであろう。国道・県道の開市が制約を受ける場合でも村道ならば差支えない訳である。下市場は道巾も広くとってなく、水田だけで三百町以上を所有していた渡

辺三左衛門家^{⑥⑦}を始め有力な家は上市場に集まっていた事よりみて下市場での開市は上市場より遅れるものらしい。ここは村道の部分がないから将来移転問題がおこるかもしれない。

昭和三十年に村上市役所より各市町村役場への照会によれば国道を利用しているものに高田・新井(朝日町)・亀田・坂町・早稲田があり、県道を利用しているものに三条・新津・五泉・栃尾・新井(上町・仲町)・両津・水原・紫雲寺・村松・小須戸・酒屋・巻・加茂・塩野町等があり、道路使用の制限は影響する所が大きいであろう。

民家が集落を構成する最小単位として集落地理の対象となる以上、市場集落においては市店の設備も対象になる。一般の集落のものと異なり常設の建物の外に市日だけの仮設的なものが多い。尾張一ノ宮三八市の「はれ上げ店」^⑧、戦前加賀の鶴来にあった「市小屋」(方一間位の板小屋、大通に面する各戸が所有し市日に出店者に貸す。七・八軒分をもつものもあった)、大和丹波市において市場の部分をおおう常設的な日おい等種々なものが見られる。これについては市場集落を特色づける市場の問題と共に詳細な検討は後日にゆずる。

三、市場集落は町か村か

江戸・大阪や大藩の城下町と異なり市場集落は「町」とすればその底辺に当るものであり、「村」との境界に当るものゆえ、これが町であるか村であるか一応の検討を必要としよう^⑨。

歴史家においては当時の人々が町と見ていたか村と見ていたかという点に視点を置き、法制上の取扱い(町奉行の支配下であるか否か。領主より町分として認められていたか否か)商業上における特権の有無等が町と村を分ける主な基準とされている。実質的な機能や生活様式を無視するわけではないが著るしく法制的な面を重んじている傾向が強

い。これは昭和三十一年十一月の地方史研究協議会大会における諸家の討論^⑧に明らかに示されている。「人口がいかに密集しているか。商業人口が何割を占めるか。通にそって町並を作っているか否か」という面ではなく、『文書』に町と書いてあるか村と書いてあるか。町奉行が支配しているか郡奉行が支配しているか」という点を区別の主なめやすにするわけである。近年研究が盛に行われた在方商業の問題においても町方と在方を区別する点は封建領主より与えられた特権の有無なのである^⑨。

地理学の側では歴史地理学における町と村の区分を特に問題としたものはほとんどなく、一般の人文地理学上の区分をそのまま援用している。昭和三十五年秋の地理学会大会のシンポジウム「近世都市と交通路」においては「近世都市とは何か」という点が論議のテーマに取り上げられず物足りない思いをしたのであるが、当日の発表者の中では押野昭生氏だけが定義づけを行っている^⑩。曰く「都市自身も時代によってその内容および機能を変化せしめるものであることはいうまでもないがこれ等を考慮しても W. Christaller によって示され、水津一郎・清水馨八郎などによって採用されている都市を行政・交通・供給の中心機能を有する地域中心であるとする考えは歴史地理的な検討を行う場合に当たっても、なお十分用いられる概念である」。この考えは氏の個人的な意見であるというよりはほぼ現代の歴史地理学者の考えを代表していると見なされよう。そこで取上げられているのは法制上の取扱い如何ではなく中心的な「機能」の有無である。市場集落の場合でいえば文書に「何某村」と書いてあっても、宗門人別帳に住民を「百姓何兵衛」と書いてあっても「市場」という商品流通の中心機能をもつからには村ではなく町だという事になる。なお機能より景観に重点を置く地理学者もあろうが法制上の取扱いよりは実態に着眼する点では共通である。

なお土俗的に市場商人がトリのイチの事を「トリのマチ」といい、タカイチ(祭礼や年中行事にとなくイチ)を「タ

カマチ」と称する事に着眼してイチは即ちマチであると考へもある。全国の市場地名をしらべると河原市・浜市・タオ市等^⑧が目につく。ある時代に事業は一軒の家もない河原や海浜や峠等に目をきめて市を立てたわけである。(タオは中国地方の方言で峠の意^⑨)このようなものでも或いは現在でも平素は子供一人遊んでいない鎮守の森でも祭礼にイチがあるなら町というわけで前述の史学者の考へとも地理学者の考へとも視点が大いに異なる事になる。

以下筆者が調査した市場集落の二、三について町か村かの検討をしてみる。ただし現在の集落については市場商業がさかんに行われていた時代、即ち近世及び明治時代について取扱う。

相模の原宿と久保沢は相模川の谷口集落^⑩で元文二年の文書に「久保沢原宿両処市場之儀(中略)同領(筆者註、津久井領)山方村々併郡内領を引請山方荷物附出(中略)右両処市場ニ而売買仕候(中略)府中領相州武州商人入込山方ら附出候荷物買取両所市場相統^⑪」していた。又天保年間に「小名久保沢の一区には民戸相對して軒を並る事五十、是所には古より市を立て米穀及び庶物を売買す、毎月三日の日を定日とす、是故に近隣の村々より群聚していと賑は^⑫」って居り「茲に原宿と云へるは村の東偏にて一区をなし編戸の民相對して軒を並ぶる事四十四戸、往古より市を立て米穀及び庶物を売買すること久保沢と相對抗して(毎月七日の日を定日として市を立てり)頗る賑^⑬」っていたのであり、両集落に機能的にも景観的にも都市としての姿を示している。更に職業構成をみると天保年間に原宿で十七%、久保沢で七十%が商工業等の都市的職業に従事している^⑭。

しかし法的には原宿は下河尻村、久保沢は上河尻村の小名であり、「村方」の扱いである。住民の身分はたとえば「農、間、荒物雜穀炭商売仕候、百姓与八^⑮」となっている。しかるに同じ文書に「江川太郎左衛門御支配所、相州津久井原下川尻村之内、小名原宿町」と明記されており、「口上之覚^⑯」(年号を欠くも内容により延宝八年と推定)にも

「原宿窪沢両町市之儀」とあり、当時の住民の意識として一般の村落とも異なる「町」であると考えていた事があきらかである。更に右の史料が一方は封建支配者に提出した書上帳であり他は奉行の前で陳述した「口上之覚」であるから「町」の称は住民側だけの「市称」ではなく支配者側にも通用するものであったと見てよからう。要するに原宿と久保沢は法制上の面を除いては都市とみなすべきであらう。ただし「村」の一部に「町」があった事を指摘したい。

次に武州飯能について見る。飯能は入間川の谷口集落^④で、その市場集落としての成立は宝永・正徳の頃と推定され、安永十年の文書^⑤に上中下の三区に分れて六寄市を月二回宛に分けて開いていた事、板・炭・穀物・太物を扱う問屋があった事、渡り商人(香具師)も出入していた事等が記されている。天明年間に開市場所が広げられ、文化五年十月には街道の側に縁台を置いて飯能絹の取引を始めた。新編武蔵風土記稿には繩市を立てて繁盛な様子が示されている。職業構成をみると明治四年^⑥に集落の一部(真能寺村の分)だけで四十四戸の内二十一戸が商工業に従事し、別に入寄留者十世帯があり、これは全部商工業に従事していた。合せて五七%余が都市的職業に従事していたわけであるが、原宿や久保沢より低率な如くであるが真能寺分は飯能の集落ではやや場末的な所であり、又「農」とのみ記されているものもその所有耕地が僅少であり(名主双木利八郎を除き、最高三反八畝、屋敷をふくむ)非農業的な収入に多く依存していた事を推察できる。町制施行後であるが明治二十年^⑦には大小合せて二七四戸の商家が飯能にあり、内御が十二戸、仲買八十四戸を数える。以上により近世から明治初期の飯能は機能的にも(商業の外、人馬を常置して御用継立も行っていた)、景観的にも職業構成の面からも「町」としての実をもっていたのであり、法制的には「村」と記され、人別帳の記載は「百姓何某」、職業をいう場合は「農間何渡世」とある事、原宿・久保沢の場合と同じである。注意すべきは飯能の場合、明治十二年^⑧に合併するまでは一個の集落が飯能・久下分・真能寺三ヶ村に分れて居り、

中央の市が立つ通が村境でここに高札幌まであった事である。(前報文^⑧の第二図)。集落設定当初の史料が残っていないのでこの間の事情は明らかでないが、

(一)、市場集落建設に要する費用・労力を三ヶ村で分担し、成立市場より生ずる利益を三ヶ村で分けた。

(二)、川沿いと山麓に成立していた古村の集落の部分とこれにつづく耕地を潰さない為に山林又は原野であった洪積台地中央に設定した。ここは三ヶ村の境界に当る。

の二つが考えられる。近世初期に市場集落を設定する場合に山麓や川沿いの古村より離して台地面をえらんだ例は前述の原宿や、青梅東方の新町、本町田に対する原町田等類例は少しとしない。又河川が分割的機能より結合的機能が強いので境界としては適切でないといわれているが、河川よりはるかに結合的な機能をもつ道路が境界にえらばれているのも皮肉ながら「当三ヶ村ハ往古ヨリ一村ノ如ク親睦一致シ^⑨」とその結合性を強調して合併運動を行って成功した事も政治地理的必然性と言えよう。更にこの集落設定に当り従来あいまいな山林原野内の帯状境界が道路という明確な線のものに確定されたとすればフロンチアからバウンダリーへの一事例ともなる。

飯能の場合に類似した例が高麗である。山寄りの高麗本郷にあった市が陣屋の移転と共に東へ移り新しく集落設定をしたのは慶長の初期である。この際にも梅原・栗坪両村にまたがって市場集落が建設された。高麗の市は飯能と違って繁栄せず、文化二年^⑩、天保三年^⑪、明治五年^⑫の三回も市再興をはかったがいずれも短時日にして中絶している。初期には梅原栗坪両村内に移転してからもこの集落は引きつづき高麗本郷にぞくし、高麗本郷の名主もこの集落に居住している。これに対し高麗本郷内の他の集落より他村域に名主が住むの非を唱えてこれを解職し自部落より名主を出さんとして宝永三年(一七〇六)^⑬、延享四年(一七四七)^⑭の両度にわたって紛争を起している。両度の係争文

書には「高麗本郷町」又は「高麗本郷」と記し、「高麗本郷村」とは書いてない。市場集落の部分については「高麗町」又は「高麗本郷町」と記されている。即ち行政上の「高麗本郷」という「町」の中に高麗町という「町」があったわけである。

延享四年の文書の中には(一)高麗町は慶長元年(一五九六)に大久保石見守の指示により本郷並びに栗坪村・梅原村にまたがる「かぢや原」という所を開発設定したものであること、(二)ここに高麗本都の名目で月六度の市が許され御陣屋・御籠屋(牢屋?)もここへ移ったこと、(三)高麗本郷は「郡中之元郷」で元禄年間まで高麗領村? 割役をこの地の名主がつとめていた事等が記されている。(一)の点では村境の原野を開いて町を設定した事が明らかであり、飯能の場合をも類推せしめるものがある。(二)と(三)により高麗本郷が市による経済的中心機能の外に政治的中心機能も持っていた事が知られ、法制的にも「町」と称し得た理由はここにあるだろう。ただし住民の身分においては「名主」「組頭」「惣百姓」とあり「村」の場合と変らない。

文化二年(一八〇五)の高麗の市再開に関する願書^⑤はいつ高麗本郷の手をはなれたのか梅原・栗坪両村の者一同の名で願出ている。文化六年の梅原村の明細帳^⑥には「当村市之儀栗坪村へ引統候高麗町二前々三八ノ日市立申候処中絶致候ニ付去ル文化二五年御奉行様へ奉願上其後相改毎月四八ノ日を定日と致梅原栗坪両村へ六斉市相立可申旨被仰渡」されたとあり梅原・栗坪両村の中で境の部分に高麗町があったわけである。ただし二ヶ村に行政上に分れていても「高麗町」だけで一個の地域社会を作っていたものの如く天保三年(一八三二)の議定連印一札には高麗町三十九名が連印している。

「村」の中に「町」があるのは関東の場合だけではない。田辺賢一郎氏^⑦によれば備後の「未渡村」の中に「帝釈町」

があり、牛馬市が立ち、牛馬商が居住したという。「伊田市場」とか「佐々並市」とか所在村名を冠した市場地名が五万分一地形図にのっているものだけで三十二もあり、伊田村の中の市場の意味である。大部分は中国山地に分布し、一部が四国(二個)、九州(二個)、紀伊(一例)、近江(二例)にある。拾ってみなかつたが所在村名を冠した「町」地名も少くないようである。

以上を要するに市場集落は定義づけの仕方や視点のおき方如何によつて都市にも村落にも入れ得るもので、人文地理的には都市に入れる方が適當である。近世の人々が行政上の呼称や住民の身分關係とは別に、村内において商業政治等の中心機能をもつ集落を「町」として意識していた事に留意したい。近世都市の中ではもつとも小さな村落に近い底辺とでも言うべきものである。城下町や宿場町にくらべて戸口が少い事は前に記した^⑧事がある。浅香博士は近世都市では城下町が圧倒的に多いと述べられたが^⑨これは人口の多いものだけについて見られたからで都市の下限を低い所におけば大多数を占めるのは市場町のはずである。

なお町か村かが問題になるのは市場集落だけではない。近世都市の代表とも言うべき城下町でさえ一、二万石級の小藩の城下町(城でなく陣屋だが)には町と言ひ兼ねるものがある。相模の荻野山中一万石大久保氏の居所山中は天保年間に愛甲郡中荻野村の小名にすぎない。一万石の内居所附は五ヶ村三千三百余石のみ、大久保氏自身の居館の外に代官等の住居として六百坪があるにすぎない^⑩。ここでは市も立たず(近世初期に市場集落とした荻野新宿とは別集落)、現地を見ても町らしきものがあつた形跡はない。上総の飯野(保利氏居住)においても居館の跡は明らかに残っているが城下町らしきものが存在した跡に見当らない。これ等においては現在人口が少い村落になつていても明治以降地の利を得なくて衰えたと見る可きではなく、当初から町としての実をもたなかつたと見るべきである。

四、市場集落の分布と立地

前項までの記述で予定以上の紙面を費したので本項は事例をあげての論述は別の機会にゆずり、結論的な事項を簡潔に列挙するに止める。

(一) 市場集落の分布や立地を問題にする場合、巨視的な面と微視的な面を区別するべきである。巨視的な面とはある地域に市場集落が分布するか否かであり、微視的な面とはその地域内のどこに市場集落が立地するかという点である。

(二) もっとも巨視的には周圍論的な考え方が成立つ。即ち文化の中心地域より市場がすたれて行き周辺地域におそくまで残る。成立と衰退の時代を異にする市場集落が圏状に分布する。ただしこれはごく大まかな論で細部においては多くの例外がある。

(三) 近世において市の存否を制約する要素の一つに支配関係の如何がある。一般に大藩においては城下町商業保護の為、特に許された若干の地のみが在町として市立を許される。中以下の藩では城下町の繁栄を維持するためには一個の市町の成立も許さぬ場合もある。しかし寺社領やごく小さな藩領では保護すべき城下町もなく領主権力も弱く、又狭少な地域ではまとまった領域経済を期待すべくもないので逆に市場町の成立を奨励して他領よりも人を集め、市場運上等の雑収を期待することが多い。同一大名の治下で城附の本領では市立が嚴禁され、面積の小さい飛地では市立が行われている例もある。各地に分散している天領も市立に大きな制約はなかった如くであり、江戸に近い関東の天領（旗本領をふくむ）でも市立は禁止されるところか積極的に推進されている。城下町

の場合と異なり江戸と市場町とは余りにも段階が隔絶しているので市場町は江戸中心の流通機構の末端とし集荷・販売に役立ちこそすれ江戸の繁栄を脅やかす恐れはなかったからである。

近世の市の存否が習慣的に明治以降に継続している場合が多い。故に近世における支配関係の如何は明治以降の市の分布にまで影響を及ぼしている。もともと地方によっては封建的制約がなくなった明治以降に新しい市場が続出している例もあるが。

(四) 少しく微視的に市場集落の分布する地域内でどのような地点に立地するかを考えるに徒歩交通により市に人が集まるから市相互の間は一―二里以内となり、この程度の間隔で平野内に分布する。この間隔が大きく狂わない範囲で更に適地がえらばれる。

二つの性格を異にする地域の境界は市場集落立地の好適地である。山地と平野の境界に立地する谷口集落はこれにぞくするが、関東のように洪積台地と沖積低地が相半ばする地域ではその境界（畑場と水田場の境）に立地するもの^⑤も多い。

(五) 前述の古村をさけて台地上に立地したり、村境の原野に作られたり、沖積平野で自然堤防に立地したりするのは更に微視的な立地条件といえよう。

(六) 市場町と宿場町との関係において東海道では宿駅に市が立っていないが、これは東海道筋が市場経済の段階を越していることと、余りにはげしい交通は市場と相制約する関係になるからだろう。他の街道では宿駅と市場町を兼ねる方が多く、武州における中仙道奥州街道の宿駅はほとんど市場町を兼ねている。原沢博士は安中宿において市場収入を宿駅維持の一助にしている例^⑥を述べられている。

(b) 谷口集落に対して谷奥に市場集落が成立することもある。峠越えに運ばれた物資の取引のため、平野の物資たる米が谷奥から谷口に流れるという場合さえある。

五、結 語

以上「流通」の問題には敢てふれず流通の拠点としての市場集落の問題だけを論述し、市場集落は村か町か、又市場集落の景観、立地、分布をとり上げ予察を試みたが独断・偏見の多かるう事は筆者自身よく承知している。何よりも実際に研究した地域が関東と北陸の一部に限られ、他の地域については旅中の短時間の観察と先学の論文に学んだ知識しか持っていないからである。しかしモノグラフの集積のみでは学問の進歩は望み得ない。時折は全国的な視野での見通しをつける事が必要だと考え、時期尚早な事も資料の蓄積が乏しい事も承知の上で現在の私見を述べた次第である。諸先学の速慮のない御示教御叱正をお願いすると共に筆者自身各地の市場集落の実証的研究を積んで本稿の不備を補い、誤まりを正して行きたいと思う。

〔参考文献及び註〕

- ① 昭和二十九年五月二十八日、市条例第二十一号、昭和三十一年三月および昭和三十三年二月改正
- ② これが村上の機能のすべてであるというわけではなく、幾つかある機能の一つであるというのである。
- ③ 菊地利夫、新田開発 下巻、三七六頁
- ④ 石川県石川郡誌、四四七頁
- ⑤ 同右、四五二頁
- ⑥ 拙稿、南関東における歳末市・正月市等の分布と構成、新地理四卷一号

- ⑦ 拙稿、揮島のダルマ市、西郊文化十七号
- ⑧ 西村嘉助、バンドウン、熱帯高地都市の一例、社会地理十四号
- ⑨ 堀内延一、北鮮の市場、地理学九卷十一号
- ⑩ 岩田孝三博士撮影のスライドによる
- ⑪ 岩田慶治、西アフリカにおける二つの交易形態、史林三十三卷三号
- ⑫ 拙稿、相模川溪口集落の転移、新地理四集
- ⑬ 拙稿、谷口集落の性格についての一考察、武州飯能を中心として、新地理六卷三号
- ⑭ 鏡味完二、中島義一、市場とその地名、東北地理十卷二号
- ⑮ K. Kagami, G. Nakajima; Market Place-names in Japan. Beiträge Zur Namenforschung, Jahrgang 8.
- ⑯ 鏡味完二、中島義一、市場の地名、日本地名学科学篇三〇七一—三二七頁、⑭と⑮は紙面の制約で意をつくしていない所が少くないからなるべく⑯を御参照頂きたい。
- ⑰ 市場規則第五条、神奈川県布達甲第九十三号、明治十二年、神奈川県議事事務局蔵
- ⑱ 武州多摩郡山口領所沢村市祭祭文、寛永十六年、三上ぬい氏蔵
- ⑲ 所沢織物市場設立趣旨書、明治二十二年、埼玉県庁蔵
- ⑳ 所沢織物市場設立認可願、明治二十二年、埼玉県庁蔵
- ㉑ 所沢織物市場定款、明治二十二年、埼玉県庁蔵
- ㉒ 川越商業会議所第二回報告、明治三十四年
- ㉓ 川越商業会議所第十七回報告、明治四十四年
- ㉔ 六ヶ月交替にしないのは益や歳末市の利益を上下双方が同じ条件で受けるためである。
- ㉕ 関川村露天市場管理条例、昭和二十九年十月二十六日条例第三十五号、(昭和三十年、三十二年に改正あり)
- ㉖ 渡辺家文書、農政調査会刊
- ㉗ 芥川童男、越後村上地方史料採訪報告、研究と評論三号
- ㉘ 内田寛一、尾張一ノ宮三八市をみる、地理教育二十六卷四号

- ②⑨ 小野晃嗣「近世都市の発達」や豊田武「日本の封建都市」等の史家の著述では近世都市として城下町・宿場町・門前町をあげ、中世における都市の萌芽又は都市内での商業機能として市場を説く事はあっても近世都市に「市場町」という分類を設けていない。これに対し地理学者の近世都市に関する著述では必ず城下町等と並べて市場町について説述している。浅香博士(新地理学講座七卷)、佐藤甚次郎氏(歴史地理講座三卷)、山崎謹哉氏(人文地理ゼミナール)等
- ③⑩ 地方史研究協議会編、日本の町、その歴史の構造、三〇六一—三四頁
- ③⑪ たとえば安藤精一著近世在方商業の研究においてこの視点より論述されている。
- ③⑫ 押野昭生、辺境における近世都市と交通について、日本地理学会・人文地理学会一九六〇年度秋季大会研究報告要旨
- ③⑬ 前掲⑩
- ③⑭ 鏡味完二、峠の地名、地評二十五巻十号
- ③⑮ 前掲⑫
- ③⑯ 乍恐以書付御訴訟申上候、元文二年、山本氏(原宿)蔵
- ③⑰ 新編相模国風土記稿、巻百二十三
- ③⑱ 前掲⑰
- ③⑲ 御取調ニ付差出申上候書付(天保九年)、農間渡世向名前書上帳(天保十四年)、諸商売人書上帳(天保十四年)、村差出明細書上帳(天保十三年)により算出した。
- ④⑰ 相模国津久井県下川尻村諸商売人書上帳、天保十四年、山本氏蔵
- ④⑱ 口上之覚、延宝八年(推定)、山本氏蔵
- ④⑲ 前掲⑱および長岡格、名栗川高麗川両谷口集落の性格、埼玉研究二号
- ④⑳ 差上申濟口証文之事、安永十年、大河原氏蔵
- ④㉑ 武蔵国高麗郡真能寺村平民人別帳、明治四年、双木氏蔵
- ④㉒ 商業売上金高調、明治二十年自一月至十二月、飯能町連合戸長役場、二冊の内一、飯能町分、双木氏蔵
- ④㉓ 飯能久下分真能寺合併村名改称願、双木氏蔵
- ④㉔ 乍恐書付を以奉願上候、文化二年、堀口氏蔵

- ④8 議定連印一札之事、天保三年、堀口氏蔵
- ④9 栗坪村無縁講話合覧帳、延享二年上り書きつき明治に至る、関根氏蔵
- ⑤0 乍恐以口上書奉願上候御事、宝永三年、堀口氏蔵
- ⑤1 乍恐以書付奉申上候、延享四年、堀口氏蔵
- ⑤2 前掲^{④7}
- ⑤3 村差出明細帳、武州高麗郡梅原村、文化六年、堀口氏蔵
- ⑤4 拙稿、南関東における市場集落の研究(旧)新地理五卷二・三号
- ⑤5 昭和三十五年秋季大会シンポジウム「近世都市と交通路」の席で口述
- ⑤6 新編相模国風土記稿卷五十七
- ⑤7 原沢文弥、江戸時代における宿場町の市について、昭和三十一年春季日本地理学会大講演会要旨
- ⑤8 拙稿、南関東の市場集落地誌(上)、研究集録三号(印刷中)に鳩ヶ谷の事例について述べた。
- ⑤9 田辺賢一郎、近世中国産牛地帯における牛小作について、人文地理七卷一号
- ⑥0 飯能郷土史による。他の資料により明治十五年頃と疑はれる点もあり、後考を俟つ。